

#### 4. 環境影響評価方法書からの変更内容の概要



#### 4. 環境影響評価方法書からの変更内容の概要

環境影響評価方法書に対して示された市長意見（仙台市公告第 350 号）及び仙台市環境影響評価審査会での審査内容等を踏まえ、環境影響評価方法書から変更した内容の概要は以降に示すとおりである。

##### 4.1. 環境影響評価項目の選定の変更

環境影響評価項目の選定について、以下の通り変更した。

環境影響評価方法書作成時における環境影響評価項目の選定は、表 4.1-1 に、環境影響評価準備書作成時における環境影響評価項目の選定は、表 4.1-2 に示すとおりである。

###### (1) 環境影響要因「**変更後の地形**」に「**地形・地質（土地の安定性）**」を追加

「地形・地質（土地の安定性）」については、環境影響評価方法書において選定しておらず、その理由を「周辺地域の地形は平坦であり、土地の形状の変更、水象の変化等に伴い崩壊の可能性がある斜面等は存在しないため、影響はないものと考えられることから、選定しないものとした。ただし、ボーリング調査によって液状化の現象が予測された場合は選定項目とする。」としていたが、「地形・地質（現況地形）」の現況調査として実施したボーリング調査により、液状化現象を起こす可能性がある砂層の存在が確認されたことから、環境影響評価準備書において項目を追加した。

表 4.1-1 環境影響評価項目(環境影響評価方法書作成時)

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		工事による影響						存在による影響				供用による影響									
				資材等の運搬	重機の稼働	破切土・盛土・発掘・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水	その他	変更後の地形	樹木伐採後の状態	・湖沼	変更後の河川	工作物等の出現	その他	自動車鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農薬肥料の使用	の運搬・製品・人の	資材・輸送	その他
大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○																	○		
		二酸化硫黄																					
		浮遊粒子状物質	○	○																		○	
		粉じん		○	○																		
		有害物質																					
	その他																						
	騒音	騒音	○	○																		○	
	振動	振動	○	○																		○	
	低周波音	低周波音																					
	悪臭	悪臭																					
その他																							
水環境	水質	水の汚れ																					
		水の濁り			○		○																
		富栄養化																					
		溶存酸素																					
		有害物質																					
		水温																					
	その他																						
	底質	底質																					
	地下水汚染	地下水汚染																					
	水象	水源																					
河川流・湖沼									※														
地下水・湧水				※		※					※												
海域																							
水辺環境																							
その他																							
土壌環境	地形・地質	現況地形							○														
		注目すべき地形																					
		土地の安定性																					
	地盤沈下	地盤沈下(軟弱地盤上の盛土等)			○					○		○											
		地盤沈下(地下水位の低下)			※		※					※											
土壌汚染	土壌汚染			※																			
その他																							
その他	電波障害	電波障害																					
	日照障害	日照障害																					
	風害	風害																					
	その他																						
植物	植物相及び注目すべき種			○					○														
	植生及び注目すべき群落			○					○														
	樹木・樹林等																						
	森林等の環境保全機能(水田)									※													
動物	動物相及び注目すべき種	○	○	○					○														
	注目すべき生息地	○	○	○					○														
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○				○															
景観	自然的景観資源								○														
	文化的景観資源								○														
	眺望								○														
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場																						
文化財	指定文化財等																						
廃棄物等	廃棄物			○										○	○								
	残土																						
	水利用																						
	その他																						
温室効果ガス等	二酸化炭素															※	※				※		
	その他の温室効果ガス																						
	オゾン層破壊物質																						
	熱帯材使用					※																	
その他																							

注) ○：選定項目、◎：重点化項目、△：簡略化項目、※：配慮項目  
資材等の運搬には、盛土材の土砂の運搬も含む

表 4.1-2 環境影響評価項目(準備書作成時)

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		工事による影響						存在による影響				供用による影響						
				資材等の運搬	重機の稼働	破切土・盛土・発掘・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水	その他	改変後の地形	樹木伐採後の状態	改変後の河川・湖沼	工作物等の出現	その他	自動車鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農薬肥料の使用	資材・製品の運搬・輸送
大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○														○		
		二酸化硫黄																		
		浮遊粒子状物質	○	○															○	
		粉じん		○	○															
		有害物質																		
	騒音	騒音	○	○															○	
	振動	振動	○	○															○	
	低周波音	低周波音																		
	悪臭	悪臭																		
	その他																			
水環境	水質	水の汚れ																		
		水の濁り			○		○													
		富栄養化																		
		溶存酸素																		
		有害物質																		
		水温																		
	底質	底質																		
	地下水汚染	地下水汚染																		
	水象	水源																		
		河川流・湖沼							※											
地下水・湧水				※		※				※										
海域																				
水辺環境	水辺環境																			
その他																				
土壌環境	地形・地質	現況地形						○												
		注目すべき地形																		
		土地の安定性			○															
	地盤沈下	地盤沈下(軟弱地盤上の盛土等)			○				○		○									
		地盤沈下(地下水位の低下)			※		※				※									
土壌汚染	土壌汚染			※																
その他																				
その他	電波障害	電波障害																		
	日照障害	日照障害																		
	風害	風害																		
	その他																			
植物	植物相及び注目すべき種	植物相及び注目すべき種			○				○											
		植生及び注目すべき群落			○				○											
		樹木・樹林等																		
		森林等の環境保全機能(水田)								※										
動物	動物相及び注目すべき種	動物相及び注目すべき種	○	○	○				○											
		注目すべき生息地	○	○	○					○										
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○				○												
景観	自然的景観資源	自然的景観資源							○											
		文化的景観資源								○										
		眺望								○										
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場																			
文化財	指定文化財等																			
廃棄物等	廃棄物	廃棄物			○								○	○						
		残土																		
		水利用																		
		その他																		
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素													※	※		※		
		その他の温室効果ガス																		
		オゾン層破壊物質																		
		熱帯材使用				※														
その他																				

注) ○：選定項目、◎：重点化項目、△簡略化項目、※：配慮項目  
資材等の運搬には、盛土材の土砂の運搬も含む

## 4.2. その他の変更

本事業は、環境影響評価方法書を仙台市に提出した後に発生した平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により、事業予定地が位置する仙台市（特に仙台東部道路以東）は甚大な被害を受けた。本地震の発生は、現地調査の調査期間中であったことから、審査会での議論や方法書についての市長意見を踏まえ、環境影響評価方法書の内容について一部見直しを行った。

なお、見直しにあたっては、以下に示す方針に基づいた。

### (1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方

本事業で実施する現地調査は、予測及び評価を行う上での基礎情報となる。しかし、本事業は、東北地方太平洋沖地震により、現況が著しく変化した現時点の環境状況から実施していくため、本事業の実施に伴う環境影響の予測及び評価にあたっては、現地調査によって得た環境情報を原則、本事業の工事着手前の「現況」として位置づけ、予測条件等に用いることとした。

そのほか、予測及び評価にあたっては、本事業よりも先行している荒井東土地区画整理事業（工事中）や本事業とほぼ同時期に実施が予定されている荒井西土地区画整理事業（計画中）に伴う自動車交通量等の環境影響要素を、可能な範囲で予測条件として含め、用いることとした。

本事業では、予測評価を行うにあたり、仙台市が公表している「仙台市震災復興計画」（平成 23 年 11 月に策定）に示されている震災復興計画期間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を踏まえ、以下に示す方針で工事中及び供用時の影響評価を検討した。

## ●工事中

本事業の工事着手は平成 24 年度末であるため、本事業の工事期間は、事業予定地周辺では復興が進められている時期にあたりと想定される。そのため、事業予定地周辺の道路では、復旧及び復興工事に関わる工事用車両が走行していると考えられる。工事期間中の交通量を対象とする大気、騒音、振動の予測では、これら復旧及び復興工事に関わる工事用車両による環境負荷を一律と捉え、現況調査結果（既存資料調査）で得られる値を予測時期における地域の基礎条件としてそのまま用いる。

その他の地盤沈下、植物、動物、生態系等の環境影響評価項目については、事業予定地が津波の直接的な被害を受けておらず、被災の程度が比較的軽いことから、予測時期における地域の基礎条件としては、震災直後の環境状況から大きく変化しないものと捉えていく。

## ●供用時

供用後を対象とした予測項目のうち、大気、騒音、振動については、車両の走行に関する予測を行うこととしているが、「仙台市震災復興計画」（平成 23 年 11 月に策定）に示されている震災復興計画期間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）にある平成 27 年度には、事業予定地周辺では概ね復旧及び復興工事が終了していると想定されることから、第 4 回仙台都市圏パーソントリップ調査において推計された 2025 年シナリオ 2 の交通量を用いて将来推計交通量を導き、予測条件とする。

水質については、復旧工事時期に調査する現地調査結果を予測時期における地域の基礎条件とし、地形・地質、地盤沈下については、震災直後の環境状況を予測条件として扱う。

植物、動物、生態系、景観については、震災後の状況を予測時期における地域の基礎条件として扱う。ただし、植物・動物等の生育・生息環境は、復旧及び復興工事により直接・間接的な影響を受ける可能性が高いことから、準備書作成時点で、事業予定地近傍において明確な復旧及び復興工事に関連する施設及び確実に立地等が想定できる施設の施工計画、建築計画諸元などの条件が入手できた場合には、必要に応じて予測条件に盛り込む。

これらを踏まえ、環境影響評価方法書の記載内容から見直した箇所は表 4.2-1(1)～(14)に示すとおりである。

表 4.2-1(1) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第 5 章 環境影響評価項目の選定 5.1 環境影響要因の抽出 表 5-1 環境影響要因	雨水を仙台市東部排水路へ直接放流する計画となったため記述の修正
第 5 章 環境影響評価項目の選定 5.1 環境影響要因の抽出 表 5-3 環境影響評価項目に選定する理由（2） 温室効果ガス等	「二酸化炭素 供用による影響」の記述の修正
第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-1-1 大気質 （二酸化窒素・浮遊粒子状物質）	「(1)調査内容 2. 気象」の記述の修正
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(2)調査方法 3. 交通量等 (2)現地調査」に下線の記述を追加
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)調査期間等 2. 現地調査」に下線の記述を追加

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>建築物等の建築</p> <p>大規模な建築物等の建築は想定していないが、調整池や地下埋設物（雨水排水施設等）の設置が想定されるため、環境影響要因として選定する。</p>	<p>建築物等の建築</p> <p>大規模な建築物等の建築は想定していないが、<u>仮設</u>調整池や地下埋設物（雨水排水施設等）の設置が想定されるため、環境影響要因として選定する。</p> <p>（関連ページ：準備書 p.7-1）</p>
<p>二酸化炭素 供用による影響</p> <p>施設の稼働及び人の居住に伴い、冷暖房等により二酸化炭素発生量の増加が想定されるが、事業実施にあたっては、自然エネルギーの導入・利用等を計画していることなどから発生量は少ないと考えられるため、配慮項目として選定する。</p>	<p>二酸化炭素 供用による影響</p> <p><u>人の居住、施設の稼働等に伴うエネルギー使用により、二酸化炭素の発生が想定されるが、東日本大震災の復旧等の関係から、土地利用計画については、流動的である。一方、本事業では、基盤整備に合わせて街路灯などの施設整備を行うとともに、人の居住や施設の稼働等に伴う環境への負荷低減を図るため、自然エネルギーの導入・利用等に対する環境配慮計画を検討、推進していくことから、</u>配慮項目として選定する。</p> <p>（関連ページ：準備書 p.7-6）</p>
<p>1. 大気質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化窒素濃度</li> <li>・ 浮遊粒子状物質濃度</li> </ul> <p>2. 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速、気温、日射収支量及び雲量等</li> </ul> <p>3. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車種別交通量、道路構造等</li> </ul>	<p>1. 大気質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化窒素濃度</li> <li>・ 浮遊粒子状物質濃度</li> </ul> <p>2. 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速、気温、<u>日射量</u>及び雲量等</li> </ul> <p>3. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車種別交通量、道路構造等</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.1-1）</p>
<p>2. 気象</p> <p>下記の一般環境測定局及び気象台の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般環境測定局七郷測定局：風向・風速</li> <li>・ 仙台管区気象台：日射収支量及び雲量等</li> </ul> <p>3. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>・ 「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方向別、車種別に交通量を現地調査する。</li> <li>・ 道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> </ul>	<p>2. 気象</p> <p>下記の一般環境測定局及び気象台の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般環境測定局七郷測定局：風向・風速</li> <li>・ 仙台管区気象台：<u>日射量</u>及び雲量等</li> </ul> <p>3. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>・ 「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方向別、車種別に交通量を現地調査する。<u>なお、復旧関連車両を目視により可能な限り区別することで、一般車両台数を可能な範囲で把握していく。</u></li> <li>・ 道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.1-1）</p>
<p>2. 現地調査</p> <p>交通量については、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも24時間調査とする。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p>	<p>2. 現地調査</p> <p>交通量については、<u>可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧作業が定常化する時期に調査を実施する。なお、調査は、</u>平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも24時間調査とする。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.1-4）</p>

表 4.2-1(2) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-1-1 大気質 （二酸化窒素・浮遊粒子状物質）	「(3)予測対象時期等 1.工事による影響」と「2.供用による影響」に下線の記述を追加
	「(4)予測方法 1.工事による影響」と「2.供用による影響」に下線の記述を追加
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の内容を追加

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両の道路交通による影響及び重機の稼働による影響については、影響が最大となる時期とする。資材等の運搬と重機の稼働による両方の影響ともについては、それぞれの影響が最大となる時期の値を合成する。</p> <p>2. 供用による影響 事業活動が定常状態に達した時期（土地区画整理組合の解散時期）とする。</p>	<p>1. 工事による影響 <u>①資材等運搬車両の道路交通による影響</u> 資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期を選定する。 （関連ページ：準備書 p.8.1-10） <u>②重機の稼働による影響</u> 重機の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大と想定される期間（1年間）を選定する。 （関連ページ：準備書 p.8.1-23） <u>③資材等運搬車両と重機の稼働による複合影響</u> 資材等運搬車両と重機の稼働による複合影響は、それぞれの影響が最大となる時期の予測結果を合成する。 （関連ページ：準備書 p.8.1-37）</p> <p>2. 供用による影響 竣工後、住宅及び商業店舗等が立地し、事業活動が定常状態に達した時期とする。なお、事業予定地周辺の震災復旧は概ね完了しているものとする。 （関連ページ：準備書 p.8.1-42）</p>
<p>1. 工事による影響 ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする。</p> <p>2. 供用による影響 ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする。</p>	<p>1. 工事による影響 <u>①資材等運搬車両の道路交通による影響</u> ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする。 予測にあたり、予測対象時期の基礎交通量は、現地調査で得た断面交通量（荒井東土地区画整理事業の工事用車両及び仙台東部道路東側の復興関連車両を含む）を用いる。 （関連ページ：準備書 p.8.1-13、17） <u>②重機の稼働による影響</u> ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする。 予測にあたり、現況調査（既存資料調査）により得た大気質の平均濃度を予測対象時期のバックグラウンド濃度とする。 （関連ページ：準備書 p.8.1-25）</p> <p>2. 供用による影響 ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする。 将来交通量は、本事業の施設関連車両の他、事業予定地周辺の将来基礎交通量及びその他の開発事業による発生集中交通量を考慮して設定する。 （関連ページ：準備書 p.8.1-42、43）</p>
<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響、濃度の変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 ・「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値：0.04～0.06ppm 又はそれ以下 ・「仙台市環境基本計画における定量目標（二酸化窒素）」 日平均値：0.04ppm 以下 ・「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値：0.10mg/m<sup>3</sup>以下</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響、濃度の変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 ・「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値：0.04～0.06ppm 又はそれ以下 ・「仙台市環境基本計画における定量目標（二酸化窒素）」 日平均値：0.04ppm 以下 ・「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値：0.10mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>3. <u>東日本大震災からの復旧に係る評価</u> 復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。 （関連ページ：準備書 p.8.1-56）</p>

表 4.2-1(3) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-1-2 大気質(粉じん)	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の内容を追加
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 騒音	「(1)調査の内容 1. 現況騒音」の記述を修正
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(2)調査方法 2. 交通量等 (2)現地調査」に下線の記述を追加
	「(3)調査地域等 2. 調査地点」の記述を修正

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響が事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響が事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. <u>東日本大震災からの復旧に係る評価</u></p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.1－56）</p>
<p>1. 現況騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通騒音レベル</li> <li>・環境騒音レベル</li> </ul> <p>2. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車種別交通量、走行速度</li> <li>・道路構造等</li> </ul> <p>3. その他の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形等の自然的状況</li> <li>・周辺の人家・施設等の社会的状況</li> </ul>	<p>1. 現況騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通騒音レベル</li> <li>・一般環境騒音レベル</li> </ul> <p>2. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車種別交通量、走行速度</li> <li>・道路構造等</li> </ul> <p>3. その他の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形等の自然的状況</li> <li>・周辺の人家・施設等の社会的状況</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.2－1）</p>
<p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方向別、車種別に交通量を現地調査する。</li> <li>・道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> <li>・走行速度は、実測する。</li> </ul>	<p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方向別、車種別に交通量を現地調査する。<u>なお、復旧関連車両を目視により可能な限り区別することで、一般車両台数を可能な範囲で把握していく。</u></li> <li>・道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> <li>・走行速度は、実測する。</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.2－1）</p>
<p>2. 調査地点</p> <p>(1) 現況騒音</p> <p>道路交通騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進入路（図 6-4：③）</li> <li>・県道荒浜原町線沿道（図 6-4：⑥）</li> <li>・市道長喜城霞目線沿道（図 6-4：⑦）</li> </ul> <p>環境騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七郷小学校（図 6-4：①）</li> <li>・七郷中学校（図 6-4：②）</li> </ul>	<p>2. 調査地点</p> <p>(1) 現況騒音</p> <p>道路交通騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>(仮)六丁目荒井東線沿道</u>（図 8.2-1：③）</li> <li>・<u>県道荒浜原町線沿道</u>（図 8.2-1：④）</li> <li>・<u>市道長喜城霞目線沿道</u>（図 8.2-1：⑤）</li> </ul> <p>一般環境騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七郷小学校（図 8.2-1：①）</li> <li>・七郷中学校（図 8.2-1：②）</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.2－2）</p>

表 4.2-1(4) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
<p>第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 騒音</p>	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)調査期間等 1. 現況騒音」と「(4)調査期間等 2. 交通量等 (2)現地調査」に下線の記述を追加</p>
	<p>「(1)予測内容 1. 工事による影響」の記述を修正</p>

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 現況騒音</p> <p>①道路交通騒音 騒音レベルの実態を適切に把握し得る期間とし、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>②環境騒音（航空機騒音を含む） 騒音レベルの実態を適切に把握し得る期間とし、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査 ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」平成 17 年度調査、平成 22 年度調査 ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」平成 17 年度調査、平成 20 年度調査</p> <p>(2) 現地調査 交通量調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>3. その他の項目 調査期間は交通量調査に準じて設定する。</p>	<p>1. 現況騒音</p> <p>①道路交通騒音 騒音レベルの実態を適切に把握するために、可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧が定常化する時期に調査を実施する。なお、調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>②一般環境騒音（航空機騒音を含む） 騒音レベルの実態を適切に把握するために、可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧が定常化する時期に調査を実施する。なお、調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査 ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」平成 17 年度調査、平成 22 年度調査 ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」平成 17 年度調査、平成 20 年度調査</p> <p>(2) 現地調査 交通量については、可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧が定常化する時期に調査を実施する。なお、調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>3. その他の項目 調査期間は交通量調査に準じて設定する。 (関連ページ：準備書 p.8.2-2)</p>
<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両及び重機の騒音レベルの状況について予測する。</p> <p>①資材等運搬車両の道路交通による騒音レベルを予測する。</p> <p>②重機の稼働による騒音レベルを予測する。</p> <p>③資材等の運搬と重機の稼働による影響については、影響が最大となる地点を推定し、等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) で合成し予測する。</p> <p>2. 供用による影響 自動車走行に伴う騒音レベルの状況を予測する。</p>	<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両及び重機の騒音レベルの状況について予測する。</p> <p>①資材等運搬車両の道路交通による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.2-8)</p> <p>②重機の稼働による時間率騒音レベル (<math>L_5</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.2-15)</p> <p>③資材等の運搬と重機の稼働による影響については、重機の稼働による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測し、資材等運搬車両の道路交通による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) と合成し予測する。</p> <p>2. 供用による影響 自動車走行に伴う等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.2-29)</p>

表 4.2-1(5) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
<p>第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 騒音</p>	<p>「(3) 予測対象時期等 1. 工事による影響」の記述を修正 「(3) 予測対象時期等 2. 供用による影響」に下線の記述を追加</p>
	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4) 予測方法 1. 工事による影響」と「(4) 予測方法 2. 供用による影響」に下線の記述を追加</p>

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両の道路交通による影響及び重機の稼働による影響については、影響が最大となる時期とする。資材等の運搬と重機の稼働による両方の影響ともについては、それぞれの影響が最大となる時期の値を合成する。</p> <p>2. 供用による影響 事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1. 工事による影響</p> <p>①資材等運搬車両の道路交通による影響 <u>資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期を選定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-8)</p> <p>②重機の稼働による影響 <u>重機の稼働による影響が最大となる時期を選定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-15)</p> <p>③資材等運搬車両と重機の稼働による複合影響 <u>資材等運搬車両と重機の稼働による複合影響は、それぞれの影響が最大となる時期の予測結果を合成する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-28)</p> <p>2. 供用による影響 竣工後、住宅及び商業店舗等が立地し、事業活動が定常状態に達した時期とする。なお、事業予定地周辺の震災復旧は概ね完了しているものとする。 (関連ページ：準備書 p.8.2-29)</p>
<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等運搬車両の道路交通による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。</li> <li>重機の稼働による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ CN-Model 2007 による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) と時間率騒音レベル (<math>L_5</math>) を予測する。</li> <li>資材等の運搬と重機の稼働による影響については、等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) で合成し予測する。 *七郷中学校や七郷小学校については、上層階に対する予測も行う。</li> </ul> <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。</li> </ul>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等運搬車両の道路交通による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。 <u>予測にあたり、予測対象時期の基礎交通量は、現地調査で得た断面交通量（荒井東土地区画整理事業の工事用車両及び仙台東部道路東側の復興関連車両を含む）を用いる。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-10、11)</li> <li>重機の稼働による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ CN-Model 2007 による時間率騒音レベル (<math>L_5</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.2-17)</li> <li>資材等の運搬と重機の稼働による影響については、<u>重機の稼働による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測し、資材等運搬車両の道路交通による等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) と合成し予測する。</u> *七郷中学校や七郷小学校については、上層階に対する予測も行う。</li> </ul> <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を予測する。 <u>将来交通量は、本事業の施設関連車両の他、事業予定地周辺の将来基礎交通量及びその他の開発事業による発生集中交通量を考慮して設定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-31)</li> <li>供用時の航空機騒音については、<u>WECPNL と <math>L_{den}</math> に関係性を踏まえ、仙台市が測定している既往の航空機騒音結果 (WECPNL) をもとに、定性的に予測を行う。</u> (関連ページ：準備書 p.8.2-32)</li> </ul>

表 4.2-1(6) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 騒音	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 振動	「(1)調査の内容 1. 現況振動」の記述を修正
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(2)調査方法 2. 交通量等 (2)現地調査」に下線の記述を追加
	「(3)調査地域等 2. 調査地点」の記述を修正

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>(3) 航空機の飛来</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「航空機騒音に係る環境基準」昭和48年環境庁告示第154号</li> <li>地域の類型Ⅰ：70WECPNL 以下</li> <li>地域の類型Ⅱ：75WECPNL 以下</li> </ul>	<p>(3) 航空機の飛来</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「航空機騒音に係る環境基準」昭和48年環境庁告示第154号</li> <li>地域の類型Ⅰ：70WECPNL 以下</li> <li>地域の類型Ⅱ：75WECPNL 以下</li> </ul> <p><u>※上記基準は、平成19年12月17日付で一部改正し告示され、平成25年4月1日より施行される。評価指標が時間帯補正等価騒音レベル (<math>L_{den}</math>) に変更され、基準値は以下のとおりとなる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の類型Ⅰ：57 デシベル以下</li> <li>地域の類型Ⅱ：62 デシベル以下</li> </ul> <p>(関連ページ：準備書 p.8.2-41)</p> <p>3. <u>東日本大震災からの復旧に係る評価</u></p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>(関連ページ：準備書 p.8.2-42)</p>
<p>1. 現況振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通振動レベル</li> <li>環境振動レベル</li> </ul> <p>2. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車種別交通量、走行速度</li> <li>道路構造等</li> </ul> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝播に影響する地盤等の状況</li> <li>周辺の人家・施設等の社会的状況</li> </ul>	<p>1. 現況振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通振動レベル</li> <li>一般環境振動レベル</li> </ul> <p>2. 交通量等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車種別交通量、走行速度</li> <li>道路構造等</li> </ul> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝播に影響する地盤等の状況</li> <li>周辺の人家・施設等の社会的状況</li> </ul> <p>(関連ページ：準備書 p.8.3-1)</p>
<p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方向別、車種別に交通量を現地調査する。</li> <li>道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> </ul>	<p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通量調査総括表（宮城県）」</li> <li>「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</li> </ul> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方向別、車種別に交通量を現地調査する。<u>なお、復旧関連車両を目視により可能な限り区別することで、一般車両台数を可能な範囲で把握していく。</u></li> <li>道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</li> </ul> <p>(関連ページ：準備書 p.8.3-1)</p>
<p>2. 調査地点</p> <p>(1) 現況振動</p> <p>道路交通振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>進入路 (図 6-4 : ③)</li> <li>県道荒浜原町線沿道 (図 6-4 : ⑥)</li> <li>市道長喜城霞目線 (図 6-4 : ⑦)</li> </ul> <p>環境振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>七郷小学校 (図 6-4 : ①)</li> <li>七郷中学校 (図 6-4 : ②)</li> </ul>	<p>2. 調査地点</p> <p>(1) 現況振動</p> <p>道路交通振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(仮)六丁目荒井東線沿道 (図 8.2-1 : ③)</li> <li>県道荒浜原町線沿道 (図 8.2-1 : ④)</li> <li>市道長喜城霞目線沿道 (図 8.2-1 : ⑤)</li> </ul> <p>一般環境振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>七郷小学校 (図 8.2-1 : ①)</li> <li>七郷中学校 (図 8.2-1 : ②)</li> </ul> <p>(関連ページ：準備書 p.8.3-2)</p>

表 4.2-1(7) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項	
第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-2 振動	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)調査期間等 1. 現況振動」と「(4)調査期間等 2. 交通量等 (2)現地調査」に下線の記述を追加	
	「(1) 予測内容 1. 工事による影響」の記述を修正	
	「(3) 予測対象時期等 1. 工事による影響」の記述を修正 「(3) 予測対象時期等 2. 供用による影響」に下線の記述を追加	

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 現況振動 振動レベルの実態を適切に把握し得る期間とし、地域の振動の状況を代表しうる一日（平日の代表的な日、休日の代表的な日）に振動規制法による時間区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。</p> <p>2. 交通量等 (1) 既存文献調査 ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」平成17年度調査、平成22年度調査（調査中） ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」平成17年度調査、平成20年度調査 (2) 現地調査 交通量調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも24時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>3. その他の項目 調査期間は交通量調査に準じて設定する。</p>	<p>1. 現況振動 振動レベルの実態を適切に把握するために、<u>可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧が定常化する時期に調査を実施する。</u>なお、調査は、<u>地域の振動の状況を代表しうる一日（平日の代表的な日、休日の代表的な日）に振動規制法による時間区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。</u></p> <p>2. 交通量等 (1) 既存文献調査 ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」平成17年度調査、平成22年度調査（調査中） ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」平成17年度調査、平成20年度調査 (2) 現地調査 交通量については、<u>可能な範囲で調査時期を遅らせ、周辺の復旧が定常化する時期に調査を実施する。</u>なお、調査は、<u>平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも24時間調査を行う。</u>代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>3. その他の項目 調査期間は交通量調査に準じて設定する。 (関連ページ：準備書 p.8.3-2)</p>
<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両及び重機の振動レベルの状況について予測する。 ①資材等運搬車両の道路交通による振動レベルを予測する。 ②重機の稼働による振動レベルを予測する。 ③資材等の運搬による影響と重機の稼働による影響の合成についても検討を行う。</p>	<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両及び重機の振動レベルの状況について予測する。 ①資材等運搬車両の道路交通による<u>時間率振動レベル</u> (<math>L_{10}</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.3-7) ②重機の稼働による<u>時間率振動レベル</u> (<math>L_{10}</math>) を予測する。 (関連ページ：準備書 p.8.3-13) ③資材等の運搬による影響と重機の稼働による影響の合成についても検討を行う。</p>
<p>1. 工事による影響 資材等運搬車両の道路交通による影響及び重機の稼働による影響については、影響が最大となる時期とする。資材等の運搬と重機の稼働による両方の影響ともについては、それぞれの影響が最大となる時期の値を合成する。</p> <p>2. 供用による影響 事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1. 工事による影響 ①資材等運搬車両の道路交通による影響 <u>資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期を選定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-7) ②重機の稼働による影響 <u>重機の稼働による影響が最大となる時期を選定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-13)</p> <p>2. 供用による影響 <u>竣工後、住宅及び商業店舗等が立地し、事業活動が定常状態に達した時期とした。なお、事業予定地周辺の震災復旧は概ね完了しているものとした。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-22)</p>

表 4.2-1(8) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
<p>第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-3 振動</p>	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)予測方法 1. 工事による影響」と「(4)予測方法 2. 供用による影響」に下線の記述を追加</p> <hr/> <p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加</p>
<p>第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-4 水質（水の濁り）</p>	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)調査期間等」に下線の記述を追加</p>

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等運搬車両の道路交通による影響 振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算による。</li> <li>重機の稼働による影響 振動発生源からの伝搬過程を考慮した距離減衰式を基本とした計算による。</li> </ul> <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振動レベルの 80%レンジの上端値を予測する式を用いた計算による。</li> </ul>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等運搬車両の道路交通による影響 振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算による。 <u>予測にあたり、予測対象時期の基礎交通量は、現地調査で得た断面交通量（荒井東土地区画整理事業の工事用車両及び仙台東部道路東側の復興関連車両を含む）を用いる。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-9、10)</li> <li>重機の稼働による影響 振動発生源からの伝搬過程を考慮した距離減衰式を基本とした計算による。</li> </ul> <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振動レベルの 80%レンジの上端値を予測する式を用いた計算による。 <u>将来交通量は、本事業の施設関連車両の他、事業予定地周辺の将来基礎交通量及びその他の開発事業による発生集中交通量を考慮して設定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-22、24)</li> </ul>
<p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <p>(1) 工事による影響（資材等運搬車両の道路交通）、供用による影響（自動車交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通振動の要請限度」昭和 51 年 法律 64 第 1 種区域（良好な居住の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 昼間（8～19 時）：65 デシベル以下、夜間（19～8 時）：60 デシベル以下</li> </ul> <p>(2) 重機の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定建設作業に係る振動の規制基準」昭和 51 年 法律 64 75 デシベル以下（敷地境界）</li> <li>「指定建設作業に伴う振動の規制基準」平成 12 年 仙台市告示第 230 号 75 (70) デシベル以下</li> </ul> <p>( ) 内は病院、学校等から 50m の範囲における基準</p>	<p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <p>(1) 工事による影響（資材等運搬車両の道路交通）、供用による影響（自動車交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通振動の要請限度」昭和 51 年 法律 64 第 1 種区域（良好な居住の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 昼間（8～19 時）：65 デシベル以下、夜間（19～8 時）：60 デシベル以下</li> </ul> <p>(2) 重機の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定建設作業に係る振動の規制基準」昭和 51 年 法律 64 75 デシベル以下（敷地境界）</li> <li>「指定建設作業に伴う振動の規制基準」平成 12 年 仙台市告示第 230 号 75 (70) デシベル以下</li> </ul> <p>( ) 内は病院、学校等から 50m の範囲における基準</p> <p>3. <u>東日本大震災からの復旧に係る評価</u> <u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u> (関連ページ：準備書 p.8.3-34)</p>
<p>調査地域における 1 年間の水の濁りの実態を適切に把握し得る時期とし、平常時 6 回及び降雨時（梅雨、台風、秋雨の時期など合計 4 回程度）に適宜調査を行う。</p>	<p><u>地震後の津波により霞目雨水幹線に海水が流入していた場合、調査実施時には、流入した海水が下流へ流れていると考えられることから、津波による霞目雨水幹線の水質に対する影響はほとんどないものと考えられる。</u> <u>調査は、調査地域における 1 年間の水の濁りの実態を適切に把握し得る時期とし、平常時 6 回及び降雨時（梅雨、台風、秋雨の時期など合計 4 回程度）に適宜調査を行う。</u> (関連ページ：準備書 p.8.4-2)</p>

表 4.2-1(9) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-4 水質（水の濁り）	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-5 地形・地質（現況地形）	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(2)調査方法」に下線の記述を追加
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、雨水排水放流先河川への著しい影響、水質の変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 なお、評価地点は霞目雨水幹線（調整池放流地点 図 6-5 : ②）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質汚濁に係る環境基準」（環境基本法） 生活環境の保全に関する環境基準（河川） 名取川C 類型に準じる 浮遊物質（SS） 50 mg/1 以下</li> <li>・仙台市公害防止条例 排水基準 浮遊物質（SS） 200 mg/1 以下</li> <li>・農林水産省 農業用水基準 浮遊物質（SS） 100 mg/1 以下</li> </ul>	<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、雨水排水放流先河川への著しい影響、水質の変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 なお、評価地点は霞目雨水幹線（調整池放流地点 図 6-5 : ②）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質汚濁に係る環境基準」（環境基本法） 生活環境の保全に関する環境基準（河川） 名取川C 類型に準じる 浮遊物質（SS） 50 mg/1 以下</li> <li>・仙台市公害防止条例 排水基準 浮遊物質（SS） 200 mg/1 以下</li> <li>・農林水産省 農業用水基準 浮遊物質（SS） 100 mg/1 以下</li> </ul> <p>3. 東日本大震災からの復旧に係る評価 <u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u> (関連ページ：準備書 p.8.4-14)</p>
<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>1. 地形・地質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形分類及び傾斜区分については、地形図、空中写真等の既存資料を基に地形分類図、傾斜区分図を作成する。</li> <li>・表層地質については、既存資料、現地踏査及びボーリング調査結果より表層地質図を作成する。</li> </ul>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>1. 地形・地質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形分類及び傾斜区分については、地形図、空中写真等の既存資料を基に地形分類図、傾斜区分図を作成する。</li> <li>・表層地質については、既存資料、現地踏査及びボーリング調査結果より表層地質図を作成する。<u>ボーリング調査の数は、宅地開発の基準となる「仙台市開発指導要綱」を参考に、250 m四方に 1 箇所程度、深さは支持層が確認できるまでとする。なお、ボーリング調査地点は、事業予定地周辺の微地形等を踏まえながら、地質の断面構成が判断できる地点を選定する。</u> (関連ページ：準備書 p.8.5-4)</li> </ul>
<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、現況地形の改変の程度等への影響が適切な施工方法、造成計画等により、業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、現況地形の改変の程度等への影響が適切な施工方法、造成計画等により、業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 東日本大震災からの復旧に係る評価 <u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u> (関連ページ：準備書 p.8.5-31)</p>

表 4.2-1(10) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項	
第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-6 地盤沈下（軟弱地盤上の盛土等）	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(3)調査地域等 2.調査地点」に下線の記述を追加	
	「(4) 予測方法」の記述を修正	
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加	
第 6 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-7 植物	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(3)調査地域等 1.調査地域」に下線の記述を追加	
	「(3) 予測対象時期等 1. 工事による影響」の記述を修正 「(3) 予測対象時期等 2. 存在による影響」の記述を修正	
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4) 予測方法 1. 工事及び存在による影響」に下線の記述に修正及び追加	

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 調査地域 ・調査地域は、事業予定地とその隣接地とする。</p> <p>2. 調査地点 ・現地調査地点は、事業予定地の 7 箇所*ボーリング調査地点とする。 *ボーリングの箇所数は、宅地開発の基準となる「仙台市開発指導要綱」を参考に、250m四方に 1 箇所程度とし、深さは支持層が確認できる程度とする。</p>	<p>1. 調査地域 ・調査地域は、事業予定地とその隣接地とする。</p> <p>2. 調査地点 ・現地調査地点は、事業予定地の 7 箇所*をボーリング調査地点とする。 *ボーリング調査の数は、宅地開発の基準となる「仙台市開発指導要綱」を参考に、250m四方に 1 箇所程度、深さは支持層が確認できるまでとする。<u>なお、ボーリング調査地点は、事業予定地周辺の微地形等を踏まえながら、地質の断面構成が判断できる地点を選定する。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.6-1）</u></p>
<p>圧密理論式を基本とした理論的解析及び事例引用・解析によるものとする。</p>	<p>圧密理論式を基本とした理論的解析<u>または</u>事例引用・解析によるものとする。</p>
<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、周辺地域における住宅その他の建物等への地盤沈下の影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 周辺地域に対する地盤沈下の影響を未然に防止すること。</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、周辺地域における住宅その他の建物等への地盤沈下の影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 周辺地域に対する地盤沈下の影響を未然に防止すること。</p> <p>3. <u>東日本大震災からの復旧に係る評価</u> <u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.6-15）</u></p>
<p>1. 調査地域 事業予定地北東側の市街地を含み、事業予定地境界より 200mの範囲とする。</p>	<p>1. 調査地域 <u>地理学会のデータによると、東北地方太平洋沖地震時の津波による浸水被害はほとんど受けていないため、事業予定地北東側の市街地を含む事業予定地境界より 200mの範囲とする。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.7-2）</u></p>
<p>1. 工事による影響 ・工事が完了した時期とする。</p> <p>2. 存在による影響 ・事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1. 工事による影響 <u>・工事による影響が最大となる時期とする。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.7-21）</u></p> <p>2. 存在による影響 <u>・工事が完了し、事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.7-26）</u></p>
<p>1. 工事及び存在による影響 ・工事による直接的改変については、注目すべき種の重要度等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び、事例の引用・解析による。 ・植生の重要度等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析による。</p>	<p>1. 工事及び存在による影響 ・工事による直接的改変については、注目すべき種の重要度等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び、事例の引用・解析により<u>定性的に予測する。</u> ・植生の重要度等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析により<u>定性的に予測する。</u> ・<u>現地調査で確認されないが、近接事業の既往調査で確認されている重要種が存在する場合には、震災により一時的に確認ができなかった可能性が高いことを考慮し、現地調査で確認される注目すべき種同様、工事及び存在において、事業実施による影響の程度を予測する。</u> <u>（関連ページ：準備書 p.8.7-21、26）</u></p>

表 4.2-1(11) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
<p>第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-7 植物</p>	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加</p>
<p>第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-8 動物</p>	<p>「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(3)調査地域等 1.調査地域」に下線の記述を追加 「(3)調査地域等 2.調査地点」の記述を修正</p>

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 回避 低減に係る評価 調査及び予測の結果、保全対策を踏まえ、植生及び注目すべき群落の変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す文献に掲載される保全上重要な植物種に対し、生育の保全が図られているか否かについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト（環境省）における掲載種</li> <li>・宮城県レッドデータブック（宮城県）における掲載種</li> <li>・平成 6 年度自然環境基礎調査報告書（仙台市）における「保全上重要な植物種」</li> <li>・平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書（仙台市）における「保全上重要な植物種」</li> </ul>	<p>1. 回避 低減に係る評価 調査及び予測の結果、保全対策を踏まえ、植生及び注目すべき群落の変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す文献に掲載される保全上重要な植物種に対し、生育の保全が図られているか否かについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト（環境省）における掲載種</li> <li>・宮城県レッドデータブック（宮城県）における掲載種</li> <li>・平成 6 年度自然環境基礎調査報告書（仙台市）における「保全上重要な植物種」</li> <li>・平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書（仙台市）における「保全上重要な植物種」</li> </ul> <p>3. 東日本大震災からの復旧に係る評価 <u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.7-34）</p>
<p>1. 調査地域 事業予定地北東側の市街地を含み、事業予定地境界より 200 m の範囲とする。</p> <p>2. 調査地点 (1) ファウナ（動物相）及び注目すべき種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類のシャーマントラップ地点 調査地域の植生の分布状況等から代表する調査地点として設定する。 T-1 畑地、T-2 水田</li> <li>・鳥類のセンサスライン及び定点 調査地域の市街地、水田、畑地等の生息環境特性に応じて設定する。 〔センサスライン〕 R-1 事業予定地北側市街地～七郷中学校～住宅地 R-2 長喜城地区～水田 〔定点〕 P1、P2 定点調査地点</li> <li>・両生類・爬虫類 可能な範囲で踏査し確認に努める。</li> <li>・昆虫類のトラップ 調査地域の植生の分布状況から代表する調査地点として設定し、哺乳類のトラップ地点と同地点にベイトトラップ、ライトトラップを設置する。</li> <li>・魚類・底生動物 調査地点は、霞目雨水幹線 F とする。</li> </ul>	<p>1. 調査地域 <u>地理学会のデータによると、事業予定地東側の霞目雨水幹線から西側の地域は、東北地方太平洋沖地震時の津波による浸水被害はほとんど受けていないため、事業予定地北東側の市街地を含み、事業予定地境界より 200m の範囲とする。</u></p> <p>2. 調査地点 (1) ファウナ（動物相）及び注目すべき種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類のシャーマントラップ地点 調査地域の植生の分布状況等から代表する調査地点として設定する。 T-1 畑地、T-2 水田</li> <li>・鳥類のラインセンサス及び定点 調査地域の市街地、水田、畑地等の生息環境特性に応じて設定する。 〔ラインセンサス〕 R-1 事業予定地北側市街地～七郷中学校～住宅地 R-2 長喜城地区～水田 〔定点〕 P1、P2 定点調査地点</li> <li>・両生類・爬虫類 可能な範囲で踏査し確認に努める。</li> <li>・昆虫類のトラップ 調査地域の植生の分布状況から代表する調査地点として設定し、哺乳類のトラップ地点と同地点にベイトトラップ、ライトトラップを設置する。</li> <li>・魚類・底生動物 調査地点は、霞目雨水幹線 F とする。</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8-4）</p>

表 4.2-1(12) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-8 動物	「(4)調査期間 2.現地調査」に下線の記述を追加
	「(3)予測対象時期等 1.工事による影響」の記述を修正 「(3)予測対象時期等 2.存在による影響」の記述を修正
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、「(4)予測方法 1.工事及び存在による影響」に下線の記述を追加及び追加

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>2. 現地調査</p> <p>(1) ファウナ（動物相）及び注目すべき種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類：年4回（4季）調査 目視観察、フィールドサイン法及びシャーマントラップ法</li> <li>・鳥類：年4回（4季）調査 目視観察、ラインセンサス法及び定点調査法</li> <li>・両生類・爬虫類：年3回（冬季を除く3季）調査 目視観察</li> <li>・昆虫類：年3回（冬季を除く3季）調査 任意採集、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、目視観察</li> <li>・魚類：年2回（夏季、秋季）調査 捕獲調査</li> <li>・底生動物：年4回（4季）調査 任意採集調査、コドラート</li> </ul>	<p>2. 現地調査</p> <p>(1) ファウナ（動物相）及び注目すべき種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類：年4回（4季）調査 目視観察、フィールドサイン法及びシャーマントラップ法</li> <li>・鳥類：年4回（4季）調査 目視観察、ラインセンサス法及び定点調査法 <u>※定点調査は、冬の渡りの時期を考慮し、11月から2月にかけて月1回とする。</u></li> <li>・両生類・爬虫類：年3回（冬季を除く3季）調査 目視観察</li> <li>・昆虫類：年3回（冬季を除く3季）調査 任意採集、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、目視観察</li> <li>・魚類：年2回（夏季、秋季）調査 捕獲調査</li> <li>・底生動物：年4回（4季）調査 任意採集調査、コドラート</li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8-3）</p>
<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・影響が最大となる時期とする。</li> </ul> <p>2. 存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動が定常状態に達した時期とする。</li> </ul>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工事による影響が最大となる時期とする。</u></li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8-59）</p> <p>2. 存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工事が完了し、事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。</u></li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8-83）</p>
<p>1. 工事及び存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更区域の植生、地形等の状況及び動物相の特性から、動物相全体としての変化の程度を検討する。</li> <li>・注目すべき種の生息密度、行動圏等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析による。</li> </ul>	<p>1. 工事及び存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更区域の植生、地形等の状況及び動物相の特性から、動物相全体としての変化の程度を<u>定性的に予測する。</u></li> <li>・注目すべき種の生息密度、行動圏等の現況解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析により、<u>定性的に予測する。</u></li> <li>・<u>現地調査で確認されないが、近接事業の既往調査で確認されている重要種が存在する場合には、震災により一時的に確認ができなかった可能性が高いことを考慮し、現地調査で確認される注目すべき種同様、工事及び存在において、事業実施による影響の程度を予測する。</u></li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8-59、83）</p>

表 4.2-1(13) 環境影響評価項目に係るその他の変更

変更箇所（方法書記載箇所）	変更事項
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-8 動物	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加
第6章 選定項目ごとの調査、予測及び評価 表 6-9 生態系	「(3) 予測対象時期等 1. 工事による影響」の記述を修正 「(3) 予測対象時期等 2. 存在による影響」の記述を修正
	「(4) 予測方法」の記述を修正
	「(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う環境影響評価の考え方」に基づき、下線の記述を追加

変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、動物相及び注目すべき種の消滅の有無、変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</li> <li>動物への騒音の影響については、著しい影響がないよう、事業者の実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについての検討による。</li> </ul> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す文献に掲載される保全上重要な動物種に対し、生息の保全が図られているか否かについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト（環境庁）における掲載種</li> <li>宮城県レッドデータブック（宮城県）における掲載種</li> <li>「平成6年度自然環境基礎調査報告書」（仙台市）における「保全上重要な動物種」</li> <li>「平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」（仙台市）における「保全上重要な動物種」</li> </ul>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、動物相及び注目すべき種の消滅の有無、変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</li> <li>動物への騒音の影響については、著しい影響がないよう、事業者の実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについての検討による。</li> </ul> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す文献に掲載される保全上重要な動物種に対し、生息の保全が図られているか否かについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト（環境庁）における掲載種</li> <li>宮城県レッドデータブック（宮城県）における掲載種</li> <li>「平成6年度自然環境基礎調査報告書」（仙台市）における「保全上重要な動物種」</li> <li>「平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」（仙台市）における「保全上重要な動物種」</li> </ul> <p>3. 東日本大震災からの復旧に係る評価</p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.8－102）</p>
<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事が完了した時点とする。</li> </ul> <p>2. 存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動が定常状態に達した時期とする。</li> </ul>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>工事による影響が最大となる時期とする。</u></li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.9－14）</p> <p>2. 存在による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>工事が完了し、事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。</u></li> </ul> <p>（関連ページ：準備書 p.8.9－18）</p>
<p>指標とする種等の生育・生息環境解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析による。</p>	<p>指標とする種等の生育・生息環境解析結果と、事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析により、<u>定性的に予測する。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.9－14、18）</p>
<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、地域を特徴づける生態系の変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、地域を特徴づける生態系の変化の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 東日本大震災からの復旧に係る評価</p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.9－24）</p>



変更前（方法書記載事項）	変更後（参照ページは準備書）
<p>1. 調査地域</p> <p>自然的景観資源、文化的景観資源に対する影響が想定される地域とし、植生、地形等を考慮し設定する。</p> <p>調査地域は、主要地方道仙台塩釜線、仙台東部道路、仙台南部道路、名取川河岸、主要地方道井土長町線、国道4号に囲まれた範囲を現時点で想定する。（仙台東部道路、仙台南部道路の道路構造は盛土による嵩上げ式で景観を遮断している。）</p> <p>なお、具体には、数値地形モデルによる解析や断面図の作成により、事業予定地がどの範囲まで見えるかについて検討を行い、地形や眺望地点の状況に応じて設定する。</p>	<p>1. 調査地域</p> <p>自然的景観資源、文化的景観資源に対する影響が想定される地域とし、植生、地形等を考慮し設定する。</p> <p>調査地域は、主要地方道仙台塩釜線、仙台東部道路、仙台南部道路、名取川河岸、主要地方道井土長町線、国道4号に囲まれた範囲を現時点で想定する。（仙台東部道路、仙台南部道路の道路構造は盛土による嵩上げ式で景観を遮断している。）</p> <p>なお、<u>地理学会のデータによると、事業予定地東側の霞目雨水幹線から西側の地域は、東北地方太平洋沖地震時の津波による浸水被害はほとんど受けていない。</u>数値地形モデルによる解析や断面図の作成により、震災後、事業予定地がどの範囲まで見えるかについて検討を行い、地形や眺望地点の状況に応じて設定する。</p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.10-2）</p>
<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、自然的景観資源への改変量や影響量の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。眺望については、調査及び予測の結果及び保全対策を踏まえ、眺望景観への改変量や影響量の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存市街地や田園景観との調和を目指す。</li> <li>・「杜の都の風土を育む景観条例（杜の都景観基本計画）」整合性が図られているか否かについての検討による。</li> </ul>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、自然的景観資源への改変量や影響量の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。眺望については、調査及び予測の結果及び保全対策を踏まえ、眺望景観への改変量や影響量の程度が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存市街地や田園景観との調和を目指す。</li> <li>・「杜の都の風土を育む景観条例（杜の都景観基本計画）」整合性が図られているか否かについての検討による。</li> </ul> <p>3. 東日本大震災からの復旧に係る評価</p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.10-26）</p>
<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果を踏まえ、本事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仙台市環境基本計画」（ごみ排出量及び資源化）</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物の再利用、適正処理の実施）</li> </ul>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p><u>予測の結果を踏まえ、本事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</u></p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）（廃棄物の再利用、適正処理の実施）</li> <li>・「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成23年3月 仙台市）（ごみ排出量及び資源化）</li> </ul> <p>3. 東日本大震災からの復旧に係る評価</p> <p><u>復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価を行う。</u></p> <p>（関連ページ：準備書 p.8.11-14）</p>